

枚方市立小学校 いじめ重大事態報告書 概要版

令和6年3月

枚方市教育委員会

この報告書は、枚方市立小学校が作成した報告書の概要版である。

1. 事実の概要

令和5年2月ごろから被害児童は、今まで一緒にいた関係児童らとの距離を感じるようになっていた。

3月末、机や椅子を運ぶ作業の時に、休み時間に遊んでいて足を痛めていた被害児童が保健室で休んでいた。被害児童を迎えに行った関係児童らに対し、被害児童が「もう大丈夫」と言ったところ、関係児童らが「さぼんなよ」と言ったことに傷ついた。

4月に入り被害児童は欠席をしたり、登校しても別の部屋で過ごしたりすることが多くなった。4月末ごろ、被害児童から被害児童母へ希死念慮がある発言があり、5月1日に実施したいじめアンケートにも希死念慮の疑いを想起させる記述があったことから、いじめ重大事態(1号事案)と認知した。

本件の対応としては、校長から関係児童らに対し「いじめは決して許さない」と指導し、関係児童らは素直に話を聞き、反省した様子が見られた。関係児童らから被害児童に対して気持ちを伝えたいという申し出があり、一人ずつ被害児童に謝罪した。その後、被害児童は通常通り登校し、教室で授業を受けることができています。

2. 重大事態の調査について

調査主体は、当該学校のいじめ防止対策委員会で、構成員は、校長、教頭、生徒指導主担者、各学年生活指導担当教員、養護教諭、学年主任、学級担任、スクールカウンセラーである。調査については、令和5年5月にいじめを認知してから開始し、いじめアンケートを実施し、被害児童や関係児童への聴き取りを行った。

3. 被害児童の訴え及び認定した事実

被害児童及び保護者からあった4件のいじめの訴えのうち、令和5年3月に被害児童が保健室で休んでいたことを一部の関係児童がさぼっていると発言したこと、進級後4月上旬の学校行事を被害児童が欠席していたことについて、関係児童らがからかおうという思いを持って被害児童の自宅まで出向いていったこと、一部の関係児童が被害児童へ「自己中」などの悪口を言ったこと、の3件の事実が確認できた。これらの事実に対して、被害児童が恐怖を感じたことは被害児童及び保護者から確認がとれており、いじめ防止対策推進法第2条第1項の定義に則り、いじめと認められた。

4. 学校の対応の課題について

- ①令和5年3月時点では、それまでの人間関係を踏まえ、一方的ないじめ事案として取り扱っていなかった。
- ②担任が主として対応を行っており、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、外部専門家との連携を含めた組織的な対応が十分ではなかった。
- ③担当者の確定や情報の引継ぎに時間を要し、春季休業中の教職員間の情報共有が十分ではなかった。

5. 再発防止策

①速やかに管理職による、いじめの未然防止、いじめ対応に係る教職員研修を実施した。いじめに関する法規法令、指針、ガイドライン等について、全教職員が理解を深めるとともに、いじめ未然防止の視点に立った学校経営や学級経営に資する機会を今後も設ける。

②いじめ事案に対するいじめ対策委員会の組織的な対応を充実させる。具体的には、上記の研修を踏まえ、各教員がいじめ事案を抱え込まずに、速やかにいじめ対策委員会に通報し、いじめ対策委員会で方針を決定し、複数による早期対応を原則として、早期の解決を図る。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、外部専門家とも連携し、2か月に1度いじめ対策委員会の会議を設け、教職員間の情報共有を行い、いじめ事案の対応の進捗管理を行う。さらに、児童の悩みや困りごとに早期に気づくための教育相談体制を充実させ、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに気軽に相談できるよう、申込方法や活用方法の一層の周知を図るとともに、今の時代のいじめ対応について、全職員で理解を深める機会を設ける。

③年度を跨ぐ際に生起する事案については、ネットワーク上に専用の引継ぎフォルダを設置し、誰もが参照しやすい工夫をすることで、円滑な情報共有を図り、いじめ事案の対応には、仮の担当者を指名し、空白の期間がないよう解決に努める。